その他の相談機関

警察相談専用電話

犯罪被害の未然防止に関する相談・安全と平穏に関する相談

電話　#9110　または　029-301-9110

時間　24 時間対応

県警女性専用相談電話

ＤＶ・ストーカー・リベンジポルノに関する女性からの相談

電話　029-301-8107（パートナー）

時間　女性安心パートナー（女性警察官）が24 時間対応

法テラス茨城

法律に関する相談　事前予約制

電話　050-3383-5390

時間　平日　9:00～17:00

性暴力被害者サポートネットワーク茨城

性暴力の被害にあわれた方や家族の方の相談　面接は予約制

電話　029-350-2001

時間　平日　10:00～16:00

茨城県消費生活センター

借金問題・自己破産・消費生活に関する相談

電話　消費者ホットライン 188

時間　平日　9:00～17:00

日曜　9:00～16:00

（日曜は電話相談のみ）

NPO 法人ウィメンズネット「らいず」

ＤＶ被害に悩む女性と子どもをサポートする民間組織

電話　水・金：029-222-5757

時間　10:00～15:00

あなたは，加害者のことを「本当は優しい人」「暴力さえなければ」と思っていませんか？

ＤＶには一般的にサイクルがあるといわれています。

パープルリボン

「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルです。

子どもや暴力の被害者にとって，世界を安全なものとすることを目的として1994年アメリカで近親姦やレイプの被害者によって生まれたものです。現在40カ国以上の国際的ネットワークに発展しています。

配偶者暴力相談支援センター

水戸市配偶者暴力相談支援センター

ＤＶ相談・その他

電話　029-232-9111

時間　平日　8:30～17:15

古河市配偶者暴力相談支援センター

ＤＶ相談・その他

電話　0280-92-7209

時間　平日　9:00～17:00

女性相談

ひとりで悩まないで

相談は無料です。
秘密は厳守します。
匿名での相談も可能です。

茨城県女性相談センター

（茨城県配偶者暴力相談支援センター）

〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38

▶ 電話相談

● 電話番号

029-221-4166

● 相談時間　平　日　9:00～21:00

土日祝日　9:00～17:00

▶ 面接相談（要予約）

● 相談時間

平日・土日祝日　9:00～17:00

電話・面接相談ともに12月29日～1月3日はお休みです。

女性相談員が，あなたと一緒に考え，問題解決のために助言します。

暴力の種類

身体的な暴力

- 殴る・蹴る
- 首を絞める
- 突き飛ばす
- 髪をひっぱる
- 引きずり回す　　など

精神的な暴力

- どなる・脅す
- ばかにする
- 無視する
- 刃物を出す
- 自殺をほのめかす

経済的な暴力

- 生活費を渡さない
- 自由にお金を使わせない
- あなたが外で働くことを嫌がる
- 家計の責任をあなたひとりに負わせる　　など

社会的な暴力

- 友人や身内との付き合いを制限する
- 自由に外出させない
- 電話やメールをチェックする
- 行動を監視する　　など

子どもを巻き込んだ暴力

- 子どもに危害を加える
- 子どもを取り上げようとする
- 子どもの前で暴力をふるう
- 子どもの前であなたを非難する　　など

性的な暴力

- 望まないＳＥＸを強要する
- 避妊に協力しない
- 無理やりポルノなどを見せる
- 無理やり裸の写真を撮る　　など

※子どもがいる家庭における配偶者への暴力は**児童虐待**となります。

「私にも悪いところがある」「私さえ我慢していれば」と思っていませんか？
相手はいろいろな暴力であなたをコントロールしているのかもしれません。

あなたのパートナー関係は？

チェックが複数ある場合，あなたの勇気ある一歩が必要かもしれません。

- □ 相手を怖いと思う
- □ 相手の期待通りにしなければ，悪いことがおこると思う
- □ 相手の機嫌が悪いと自分に非があると思う
- □ うまくいかないことがあると，あなたのせいにする
- □ あなたを傷つけたあと，人が変わったように優しくなる
- □ あなたがセックスに応じることを当然だと考える

暴力被害にあうとどうなるの？

以下は暴力の被害にあった多くの人が経験する，暴力というストレスに対する心理的な反応です。

- □ 暴力を受けた場面が，とつぜん頭に浮かんでくる
- □ 神経が過敏になり，ちょっとしたことでドキッとする
- □ 何をするのもめんどうで，やる気がおこらない
- □ なかなか眠れない
- □ 何かわるいことが起こりはしないかと心配だ
- □ 気持ちが落ち着かず，じっとしていられない

デートＤＶとは…

ＤＶはけっして大人だけの問題ではありません。恋人同士の間で起きる暴力のことを「デートＤＶ」といいます。

- □ 友だちと話したり会おうとすると相手が不機嫌になる
- □ 相手の好みの服装を強要する
- □ 外出すると何度も電話やメールをしてくる
- □ 無理やり体をさわったりキスをする
- □ デートの費用を負担させる・借りたお金を返さない

ＤＶ被害者支援の流れ

暴力を受けた

- 相談したい
- 離れたい
- 近づいてほしくない

市町村ＤＶ相談窓口 ⇔（連携）⇔ 茨城県女性相談センター 配偶者暴力相談支援センター ⇔（連携）⇔ 警察

⇔ 保護命令申立
・地方裁判所
・接近禁止命令
・電話等の禁止
・退去命令

安全のための支援・一時保護

保護命令発令

自立支援

- 社会福祉制度の利用
- 生活の場の確保
- 就業の促進

加害者
命令に違反すると１年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

保護命令について

地方裁判所に申し出ると加害者に対し保護命令が出されます。
※更なる暴力により，生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに限ります。

被害者への接近禁止命令
つきまといや住居，勤務先付近を徘徊することを6か月間禁じます。

被害者の子・親族等への接近禁止命令
被害者本人への接近禁止の実効性を確保するために，子や親族等へのつきまといや住居，勤務先付近を徘徊することを６か月間禁じます。

電話等禁止命令
被害者への一定の電話・電子メールを６か月間禁じます。

退去命令
被害者と一緒に住む住居から加害者を２か月間退去させます。